

秋田市災害廃棄物処理計画の見直し（新旧対照表）

頁	改定案	現行
1	<p>1 計画策定の目的 第○次秋田市地域防災計画（秋田市、令和7年○月改定）</p> <p>2 計画の位置付け （略） 秋田県災害廃棄物処理計画（秋田県 平成30年3月策定、令和○年○月改定） （略） 本計画は、令和5年7月豪雨による災害廃棄物処理の経験から、一部の記載を見直し、改訂するものであり、今後も適宜必要に応じて改訂するものです。 本計画の関連計画との位置付けを図1-2-1に示します。</p>	<p>1 計画策定の目的 秋田市地域防災計画（秋田市、）</p> <p>2 計画の位置付け （第一段落） 略 秋田県災害廃棄物処理計画（秋田県 平成30年3月策定） （略）</p> <p>本計画の関連計画との位置付けを図1-2-1に示します。</p>
5	<p>また、参考で令和5年7月豪雨の際の被害状況を記します。</p>	
8	<p>(3)-1 想定される最大規模の災害（ケース①） （略）</p> <p>(3)-2 秋田市を含めた周辺の複数市町村にも多大な被害が発生する災害（ケース②） （略）</p> <p>(3)-3 主に秋田市内に被害が集中する中小規模の災害（ケース③） ケース③は、被害が本市に集中する河川の氾濫や内水氾濫</p>	<p>(3) 想定される最大規模の災害（ケース①） （略）</p> <p>(4) 秋田市を含めた周辺の複数市町村にも多大な被害が発生する災害（ケース②） （略）</p> <p>(5) 主に秋田市内に被害が集中する中小規模の災害（ケース③） ケース③は、被害が本市に集中する断層地震や河川の氾濫</p>

	等を想定し、(略) (略)	等を想定し、(略)
9	<p>(4) 水害の発生への備えと被害想定</p> <p>【気象データによる備え】</p> <p>1時間に100ミリを超えるような集中豪雨を除き、降水量や降水場所によって、市内の災害廃棄物発生場所をある程度予想することができます。防災部局からの大雨予想の情報提供と同時に、気象庁などが発表する今後の降水量予測と、観測所ごとの過去の24時間降水量の実績を比較しながら、災害廃棄物発生予想エリアの絞り込みを行います。</p> <p><u>秋田市内気象観測拠点（令和6年8月現在）</u> 秋田市山王、仁別、岩見三内、雄和、大正寺</p> <p>【地図データによる備え】</p> <p>市が公表している「水害ハザードマップ」や「秋田市内水浸水想定区域図」および国土地理院の地図データ（標高図）などを前提として、過去の大雨時の災害廃棄物が発生しやすいエリアを組み合わせることによって、環境部での災害廃棄物発生予想エリアを絞り込みます。</p> <p>こうした被災予想エリアの絞り込みを行った後に、十分に安全を確保した上で、災害廃棄物発生状況調査を行い、被災エリアを確認後その状況に即して、災害ごみ仮置場の指定につなげます。</p> <p>表1-5-6 令和5年7月豪雨の被害状況（単位：棟） (表)</p>	
11	表2-1-1 令和5年7月豪雨災害事業費一覧	

12	<p>図2-2-1 環境部災害廃棄物対策班の組織 <u>※庶務担当の位置づけを変更</u></p> <p>イ 指揮命令系統（環境部災害廃棄物対策班） （第一段落）（略） 庶務担当は、指揮担当の補助として情報の集約・伝達の役割を担います。</p>	<p>図2-2-1 環境部災害廃棄物対策班の組織</p> <p>イ 指揮命令系統（環境部災害廃棄物対策班） （第一段落）（略） 庶務担当は、指揮担当の補助として情報の集約・伝達の役割を担い、<u>各担当からの情報を集約し、指揮担当へ伝達します。</u>また、指揮担当の指示および命令を各担当へ伝達します。</p>
13	<p>(2) 担当別業務概要 表2-2-1 環境部災害廃棄物対策班の業務内容 <u>※別紙のとおり修正</u></p> <p><u>※「災害廃棄物等の収集運搬」「仮置場の運営」は、環境部外の応援（動員）職員の従事を検討します。</u></p>	<p>(2) 担当別業務概要 表2-2-1 環境部災害廃棄物対策班の業務内容</p>
14	<p>3 協力・支援体制 (2) 民間事業者との連携 表2-3-1 <u>令和5年7月豪雨時の連携項目</u></p>	
15	<p>そのため、本市は<u>県および東北地方環境事務所</u>が開催する定期的な災害廃棄物等の処理に関する研修会等に職員を参加させ、自ら考え、適切な判断や行動がとれる担当者を育成します。</p>	<p>そのため、本市は<u>秋田県</u>が開催する定期的な災害廃棄物等の処理に関する研修会等に職員を参加させ、自ら考え、適切な判断や行動がとれる担当者を育成します。</p>
16	<p>ア <u>災害廃棄物等発生量</u> 表2-5-1 <u>災害廃棄物発生量(ケース①)</u> 表2-5-2 <u>災害廃棄物等発生量(ケース②、津波堆積物を含む)</u></p>	<p>ア <u>建物被害および津波堆積物による災害廃棄物</u> 表2-5-1 <u>建物被害による災害廃棄物発生量(ケース①)</u> 表2-5-2 <u>建物被害および津波堆積物による災害廃棄物発生量(ケー</u></p>

	<p>表2-5-3 <u>災害廃棄物発生量(ケース③)</u></p> <p>表2-5-4 <u>令和5年7月豪雨 災害廃棄物発生量(令和6年7月31日現在、単位:t)</u></p> <p><u>※別添表のとおり</u></p>	<p>ス②)</p> <p>表2-5-3 <u>建物被害による災害廃棄物発生量(ケース③)</u></p>
17	<p>※【<u>廃家電の推定式</u>】下部に追記</p> <p>※ <u>発生原単位は、国の技術資料などの最新情報を参考に、常に積算方法を検討します。</u></p>	
18	<p>表2-5-5 発生する廃家電量(ケース①)</p> <p>表2-5-6 発生する廃家電量(ケース②)</p> <p>表2-5-7 発生する廃家電量(ケース③)</p> <p>表2-5-8 <u>令和5年7月豪雨時に発生した廃家電量および原単位</u></p> <p><u>※別添表のとおり</u></p>	<p>表2-5-4 発生する廃家電量(ケース①)</p> <p>表2-5-5 発生する廃家電量(ケース②)</p> <p>表2-5-6 発生する廃家電量(ケース③)</p>
19	<p>表2-5-9 発生する避難所ごみ量(ケース①)</p> <p>表2-5-10 発生する避難所ごみ量(ケース②)</p> <p>表2-5-11 発生する避難所ごみ量(ケース③)</p>	<p>表2-5-7 発生する避難所ごみ量(ケース①)</p> <p>表2-5-8 発生する避難所ごみ量(ケース②)</p> <p>表2-5-9 発生する避難所ごみ量(ケース③)</p>
20	<p>表2-6-1 住民用仮置場の役割、設置事例等</p> <p>管理主体 (略)</p> <p>役割 (略)</p> <p>設置時期 <u>①災害の規模や発災状況に応じ、発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。</u></p> <p><u>②運営・管理に相当な人的資源を必要とすることから、ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。</u></p> <p>留意点 ①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥廃棄物処理業者と意見交換をしながら、搬出時を見ずえ運営方法を検討する。</u></p>	<p>表2-6-1 住民用仮置場の役割、設置事例等</p> <p>管理主体 (略)</p> <p>役割 (略)</p> <p>設置時期 ①発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。</p> <p>②ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。</p> <p>留意点 ①～⑤ (略)</p>

	<p>令和5年7月豪雨 秋田市 見せごみ※の設置事例 <u>※写真差し替え</u> 規 模 (略) 稼働設備 (略) 設置事例 <u>令和5年7月豪雨 秋田市 住民用仮置場</u> <u>※写真差し替え</u></p>
<p>21 表2-6-2 一次仮置場の役割、設置事例等 管理主体 (略) 役 割 (略) 設置時期 (略) 留 意 点 ①～② (略) <u>③火災防止や搬入時の渋滞緩和の視点から管理運営の実績のある民間団体などと平時から意見交換を実施しながら運営方法を明確化する。</u> <u>④災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケール(車両重量計)を設置する場合がある。</u> <u>⑤搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。</u> <u>⑥処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。</u> 規 模 (略) 稼働設備 (略) 設置事例 <u>令和5年7月豪雨 秋田市 旧空港跡地仮置場(受入期間中)</u> <u>※写真差し替え</u></p>	<p>平成28年熊本地震 益城町 見せごみ※の設置事例 規 模 (略) 稼働設備 (略) 設置事例 <u>平成28年熊本地震 益城町</u></p> <p><u>出典：災害廃棄物処理情報サイト 環境省修正</u> <u>平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について 災害廃棄物の分別</u></p> <p>表2-6-2 一次仮置場の役割、設置事例等 管理主体 (略) 役 割 (略) 設置時期 (略) 留 意 点 ①～② (略) <u>③災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケール(車両重量計)を設置する場合がある。</u> <u>④搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。</u> <u>⑤処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。</u> 規 模 (略) 稼働設備 (略) 設置事例 <u>平成28年熊本地震 西原村</u> <u>東日本大震災 岩手県岩泉町</u> <u>宮城県亘理町</u></p>

		<p><u>出展：災害廃棄物処理情報サイト</u> <u>環境省：仮置場の処理完了前後</u></p>
22	<p>表2-6-3 二次仮置場の役割、設置事例等 管理主体 <u>県または市</u> 役割 (略) 設置時期 <u>市町村からの地方自治法（昭和22年法律第67号） 第252条の14の規定に基づく事務委託の要請時期による（県に事務委託した場合）</u> 留意点 (略) 規模 (略) 稼働設備 (略) 設置事例 <u>令和5年7月豪雨 秋田市 旧空港跡地 仮置場（受入期間終了後）</u> ※写真差し替え</p> <p>東日本大震災 岩手県大槌町 (略)</p>	<p>表2-6-3 二次仮置場の役割、設置事例等 管理主体 県 役割 (略) 設置時期 <u>市町村からの地方自治法（昭和22年法律第67号） 第252条の14の規定に基づく事務委託の要請時期による</u> 留意点 (略) 規模 (略) 稼働設備 (略) 設置事例 <u>平成28年熊本地震 益城町の県有地</u> 出典：<u>災害廃棄物対策フォトチャンネル</u> <u>平成28年熊本地震 環境省</u> <u>平成26年8月豪雨 広島市</u> 出典：<u>平成26年8月豪雨に伴う広島市</u> <u>災害廃棄物処理の記録（環境省中国四国地方環境事務所、広島市環境局平成28年3月）</u> 東日本大震災 岩手県大槌町 (略)</p>
23	<p>図2-6-1 一次仮置場のレイアウト例 <u>（令和5年7月豪雨 秋田市 旧空港跡地）</u> ※写真差し替え</p>	<p>図2-6-1 一次仮置場のレイアウト例 <u>（平成28年熊本地震 益城町）</u></p>
26	<p>表2-6-6 秋田市の地域区分別世帯数および人口 ※表差し替え 出展：<u>住民基本台帳（秋田市市民課 令和6年4月</u></p>	<p>表2-6-6 秋田市の地域区分別世帯数および人口 出展：<u>人口世帯表（秋田市情報統計課 平成28年12</u></p>

	<u>1日現在)</u>	<u>月1日現在)</u>
	表2-6-7 地域別必要仮置場面積 (ケース①) <u>※表差し替え</u>	表2-6-7 地域別必要仮置場面積 (ケース①)
27	表2-6-8 地域別必要仮置場面積 (ケース②) <u>※表差し替え</u> 表2-6-9 地域別必要仮置場面積 (ケース③) <u>※表差し替え</u>	表2-6-8 地域別必要仮置場面積 (ケース②) 表2-6-9 地域別必要仮置場面積 (ケース③)
28	(参考)地域別仮置場候補地 (上記ア～ウ) の利用率 <u>※表差し替え</u>	(参考)地域別仮置場候補地 (上記ア～ウ) の利用率
33	<u>(3) ごみ処理施設 (溶融) およびし尿処理施設稼働不能時の影響および対応方針</u> 表2-8-7では、それぞれの処理施設が稼働不能となった場合の期間ごとの影響および対応方針について、設定しました。 <u>表2-8-7 稼働不能時の影響および対応方針</u>	
36	<u>(2) 災害廃棄物の処理方針 (津波堆積物を含む。)</u> <u>※余力は平成30年10月現在</u>	<u>(2) 建物被害および津波堆積物により発生する災害廃棄物の処理方針</u>
45	第3章 災害廃棄物処理行動 担当別の業務概要と業務開始目標時間 1 災害廃棄物対策班の設置等 (1)～(3) (略) <u>(4) 支援要請する民間事業者等との連絡調整</u> <u>収集運搬・調査指導 6時間☆</u> 2 被害状況の確認	第3章 災害廃棄物処理行動 担当別の業務概要と業務開始目標時間 1 災害廃棄物対策班の設置等 (1)～(3) (略) 2 被害状況の確認

- (1)～(2) (略)
- (3) 収集運搬の委託業者および許可業者被害状況把握等
収集運搬・調査指導 12時間
- (4) 災害廃棄物発生状況調査
4担当 24時間☆
- 3 (略)
- 4 災害廃棄物の排出方針の周知
収集運搬 24時間☆
- 5 災害廃棄物、避難所ごみおよびし尿発生量の算定
(1)～(3) (略)
- 6 ごみ処理施設の処理可能量の算定
- 7 収集運搬体制の管理
(1) 災害廃棄物の収集運搬
4担当※ 72時間☆
- 8 処理方針および処理スケジュールの策定
- 9 広域処理の検討と実施
- 10 民間事業者連携の検討と実施
(略) 1週間☆
- 11 仮設処理施設の検討と実施
(1)～(3) (略)
(4) 仮設処理施設の運営管理
調査指導・施設
- 12 地域別仮置場の選定および管理運営
(1)-1 地域別仮置場の選定(地震) (略)
(1)-2 地域別仮置場の選定(水害)
収集運搬、調査指導 72時間☆
(2) 仮置場の管理運営
4担当※ (略) 72時間☆ (略)
- 13 処理フローの策定
- 14 分別処理および再資源化の実施
(1)～(2) (略)
- 15 損壊家屋等の解体・撤去

- (1)～(2) (略)
- (3) 収集運搬の委託業者および許可業者被害状況把握
収集運搬 12時間
- (4) ごみ収集ルート上の被害状況の把握
収集運搬・調査指導
- 3 (略)
- 4 災害廃棄物、避難所ごみおよびし尿発生量の算定
(1)～(3) (略)
- 5 ごみ処理施設の処理可能量の算定
- 6 収集運搬体制の管理
- 7 処理方針および処理スケジュールの策定
- 8 広域処理の検討と実施
- 9 民間事業者活用の検討と実施
(略) 1か月☆
- 10 仮設処理施設の検討と実施
(1)～(3) (略)
(4) 仮設処理施設の運営管理
施設
- 11 地域別仮置場の選定および管理運営
(1) 地域別仮置場の選定
(2) 仮置場の管理運営
(略) 1週間☆ (略)
- 12 処理フローの策定
- 13 分別処理および再資源化の実施
(1)～(2) (略)
- 14 損壊家屋等の解体・撤去

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急を要さない損壊家屋等の解体・撤去 <u>収集運搬・調査指導・環境対策 (略)</u></p> <p>16 有害廃棄物・危険物、処理困難廃棄物、津波堆積物、思 い出の品等の処理 (1)～(4) (略)</p> <p>17 他都市からの支援および派遣の受入れと活用 (1) 他都市からの支援・派遣 (略) <u>1週間</u>☆ (2) その他支援・派遣 (略) <u>1週間</u>☆</p> <p>18 相談窓口の設置と運営</p> <p>19 市民への広報 <u>収集運搬 (略)</u></p> <p>20 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>※ 「災害廃棄物等の収集運搬」「仮置場の運営」は、環境 部外の応援（動員）職員の従事を検討します。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急を要さない損壊家屋等の解体・撤去 調査指導・環境対策 (略)</p> <p>15 有害廃棄物・危険物、処理困難廃棄物、津波堆積物、思 い出の品等の処理 (1)～(4) (略)</p> <p>16 他都市からの支援および派遣の受入れと活用 (1) 他都市からの支援・派遣 (略) <u>1か月</u>☆ (2) その他支援・派遣 (略) <u>1か月</u>☆</p> <p>17 相談窓口の設置と運営</p> <p>18 市民への広報 庶務 (略)</p> <p>19 災害廃棄物処理実行計画の策定</p>
<p>46 (1) 災害廃棄物対策班の設置 (略)</p> <p><u>必要に応じて、災害対応を優先するため、市民生活に影響の少ない業務の縮小について検討します。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 支援要請する民間事業者等との連絡調整 <u>収集運搬担当および調査指導担当は、支援要請予定の団体等へその方針を連絡するとともに、要請内容決定後は、円滑な処理体制構築に向けて、綿密な打合せを実施し、日々の情報共有や課題の洗い出しを行い、災害廃棄物の処理の準備を進めます。</u> <u>実施者 収集運搬担当および調査指導担当</u></p>	<p>(1) 災害廃棄物対策班の設置 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

<u>対応の目安</u> 発災後 6 時間以内 以後随時	
47	<p>2 被害状況の確認</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>収集運搬の委託業者および許可業者被害状況把握等</u> 収集運搬担当は、口頭、電話、電子メール等により、 収集運搬委託業者および収集運搬許可業者の被害状況の 確認を行います。車両に被害があった場合は、代替車両 の使用の可否について確認を行います。</p> <p><u>また、収集運搬担当および調査指導担当は、ごみ収集 ルート^のの現地調査を実施の上、被害状況の確認を行いま す。収集運搬担当は、ごみ収集ルート^のの確保が困難な地 域について、住民用仮設集積所の設置を検討します。</u></p> <p>実施者 <u>収集運搬担当および調査指導担当（ごみ収集ル ート^のの現地調査に限る。）</u></p> <p>(略) 発災後12時間以内 <u>(業者被害状況の確認) 24時間以内（ごみ収集ルート被害状況の確 認)</u></p> <p>(4) <u>災害廃棄物発生状況調査</u> 4 担当（<u>収集運搬担当・調査指導担当・庶務担当・環 境対策担当</u>）の職員は、安全が確保されている状況下で、 <u>発災エリア等の分担を行いながら、災害廃棄物発生状況 の確認・調査を行います。</u></p> <p>実施者 <u>収集運搬担当・調査指導担当・庶務担当・環境対 策担当</u> (略)</p>
49	<p>2 被害状況の確認</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>収集運搬の委託業者および許可業者被害状況把握</u> 収集運搬担当は、口頭、電話、電子メール等により、 収集運搬委託業者および収集運搬許可業者の被害状況の 確認を行います。車両に被害があった場合は、代替車両 の使用の可否について確認を行います。</p> <p>実施者 収集運搬担当</p> <p>(略) 発災後 12時間以内</p> <p>(4) <u>ごみ収集ルート^のの被害状況の把握</u> <u>収集運搬担当および調査指導担当は、ごみ収集ルート^のの 現地調査を実施の上、被害状況の確認を行います。収集運 搬担当は、ごみ収集ルート^のの確保が困難な地域について、 住民用仮設集積所の設置を検討します。</u></p> <p>実施者 <u>収集運搬担当・調査指導担当</u> (略)</p>
49	<p>4 <u>災害廃棄物の排出方針の周知</u></p>

	<p><u>災害時は、大量に災害廃棄物が発生します。</u> <u>こうした災害廃棄物は、排出者による仮置場への自己搬入を原則とします。</u> <u>災害の種類や集積所の状況などを踏まえて、災害廃棄物の排出方針を決定し、市民に対して、あらゆる手段を通して周知します。</u> <u>やむをえず自宅からの搬出が困難な高齢世帯等を対象に、戸別収集の実施を検討します。</u> <u>排出方針の周知にあたっては、仮置場に搬入できないごみの種類を明確にし、不適正な搬入がなされないよう特に留意します。また、災害廃棄物の収集を優先するため、腐敗性が少なく市民生活に影響が少ない資源化物の収集を一時中止するときは、市民への周知を徹底します。</u> <u>実施者 収集運搬担当</u> <u>対応の目安 発災後 24時間以内</u></p> <p>5 災害廃棄物、避難所ごみおよびし尿発生量の算定 ア <u>津波堆積物を含む災害廃棄物</u> (略) また、発生原単位については、<u>被災状況を反映のうえ適宜見直すこととし、災害廃棄物発生量等の修正を行います。</u></p>	<p>4 災害廃棄物、避難所ごみおよびし尿発生量の算定 ア <u>建物被害および津波堆積物による災害廃棄物</u> (略) また、発生原単位については、<u>災害廃棄物の総合環境センターにおける処理実績等を基に本市の実情および被災状況を反映のうえ適宜見直すこととし、災害廃棄物発生量等の修正を行います。</u></p>
50	<p>図3-5-1 災害廃棄物発生量の推計手順（環境省方式に準拠） 図3-5-2 災害廃棄物発生量の推計方法</p>	<p>図3-4-1 災害廃棄物発生量の推計手順（環境省方式に準拠） 図3-4-2 災害廃棄物発生量の推計方法</p>
51	<p>表3-5-1 災害廃棄物の選別後の組成割合</p>	<p>表3-4-1 災害廃棄物の選別後の組成割合</p>
52	<p>図3-5-3 水害廃棄物発生量推計の流れ</p>	<p>図3-4-3 水害廃棄物発生量推計の流れ</p>

収集運搬担当は、災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために、災害発生後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。

原則として、被災者自らにより仮置場へ自己搬入することとし、戸別収集については、やむをえず自身による搬入ができない高齢世帯等の被災者に限定して対応します。

災害廃棄物の収集運搬は、平常時の生活ごみを収集運搬する人員および車両等の体制では困難であるため、人員の増員、車両の手配や重機を用いる等の対応を行います。

協力の要請にあたっては、人員・車両・重機の効果を最大限発揮できるように、被災エリア別の収集や収集対象仮置場の選定などの棲み分けを実施し、早期の収集完了を図ります。

表3-7-1 令和5年7月豪雨の際の収集運搬体制

※表を追加

災害廃棄物の収集運搬は、原則として、車両・重機の効果を最大限発揮できるように行いますが、人員が必要でやむを得ない場合は、安全対策を十分確保した上で、収集運搬担当、調査指導担当、庶務担当、環境対策担当による実施について、ボランティアとの連携を含めて検討します。

実施者 収集運搬担当、調査指導担当、庶務担当、環境対策担当

対応の目安 発災後1週間以内（以後適宜検討を行う。）

収集運搬担当は、災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために、災害発生後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。

災害廃棄物の収集運搬は、平常時の生活ごみを収集運搬する人員および車両等の体制では困難であるため、人員の増員、車両の手配や重機を用いる等の対応を行います。

8 処理方針および処理スケジュールの策定

【水害における災害廃棄物処理の特徴】

水害では、水が引くと同時に大量の廃棄物が発生します。

こうした水害廃棄物は、水分を含んだ腐敗性の廃棄物が多く発生するため、水害廃棄物の特徴を踏まえた迅速な処理体制を整えます。本市の一般廃棄物処理施設の処理能力を上回ることから、産業廃棄物処理施設での処理を検討します。

水害廃棄物は、廃棄物が水分を多く含んでいることが特徴であり、発生時期は冬季でなく、比較的気温が高い時期に発災するもので、種類によっては腐敗性があるため、悪臭や害虫の発生に留意します。

また、便槽や浄化槽が浸水したときは、付近の衛生対策を図る必要があります。

水害廃棄物の特徴を表3-8-1に、産業廃棄物処理施設で処理した場合のフローを図3-8-1に示します。

表3-8-1 水害廃棄物の特徴

※表追加

図3-8-1 水害廃棄物を民間施設で処理する場合のフロー
(片付けごみ)

※図追加

7 処理方針および処理スケジュールの策定

60 表3-8-2 令和5年7月豪雨時の処理スケジュール

※表追加

出典：「令和5年梅雨前線による大雨に係る秋田市災害廃

<u>棄物処理実行計画」(秋田市 令和5年9月)</u>	
	図3-8-2 処理目標期間の達成が困難な場合の対応
	図3-7-1 処理目標期間の達成が困難な場合の対応
61	<p><u>9</u> 広域処理の検討と実施</p> <p>図3-9-1 県内広域処理調整の流れ 図3-9-2 国との広域処理調整の流れ</p>
	8 広域処理の検討と実施
	図3-8-1 県内広域処理調整の流れ 図3-8-2 国との広域処理調整の流れ
63	<p><u>10</u> 民間事業者<u>連携</u>の検討と実施 (略) 対応の目安 発災後 <u>1週間</u>以内 (以後適宜検討と関係機関との協議を行う。)</p> <p>秋田県内他市町村の産業廃棄物処理施設へは、県を通じて <u>(一社) 秋田県産業資源循環協会</u> および秋田県環境整備事業協同組合に対して要請を行い、同協会および同事業協同組合の会員企業からの支援を受ける流れとなる。</p> <p>図3-10-1 民間事業者<u>連携</u>の流れ (一部略) 【応援主体】 <u>秋田県産業資源循環協会</u></p> <p>[特記事項] 民間廃棄物処理事業者だけで処理できない場合の対応 ①～③ (略) ④ <u>警備用務が必要な場合</u> → <u>支援要請に向けて警備業界などの団体と協議</u></p> <p>表3-10-1 令和5年7月豪雨時の秋田県産業資源循環協会との契約事例</p>
	<p><u>9</u> 民間事業者<u>活用</u>の検討と実施 (略) 対応の目安 発災後 <u>1か月</u>以内 (以後適宜検討と関係機関との協議を行う。)</p> <p>秋田県内他市町村の産業廃棄物処理施設へは、県を通じて <u>(一社) 秋田県産業廃棄物処理協会</u> および秋田県環境整備事業協同組合に対して要請を行い、同協会および同事業協同組合の会員企業からの支援を受ける流れとなる。</p> <p>図3-9-1 民間事業者<u>活用</u>の流れ (一部略) 【応援主体】 <u>秋田県産業廃棄物処理協会</u></p> <p>[特記事項] 民間廃棄物処理事業者だけで処理できない場合の対応 ①～③ (略)</p>

64	<p><u>11</u> 仮設処理施設の検討と実施 (1) 仮設処理施設の検討 (略) <u>令和6年7月条例改正により、仮設処理施設設置に関する廃棄物処理法の特例措置を定めており、この措置の適用について検討します。</u></p>	<p><u>10</u> 仮設処理施設の検討と実施 (1) 仮設処理施設の検討 (略)</p>
67		<p><u>仮設焼却施設の設置に伴う生活環境影響調査に係る手続の簡略化措置事例</u></p>
69	<p>(4) 仮設処理施設の運営管理 施設担当は、<u>焼却施設が設置された場合は、設置された仮設施設の運営管理を行います。また調査指導担当は、破砕施設等の運営管理を行います。</u>仮設施設の稼働により周辺環境に生活上の支障が生じないように、適正な運営管理を行います。 実施者 <u>調査指導担当または施設担当（焼却施設が設置された場合に限る。）</u> (略)</p>	<p>(4) 仮設処理施設の運営管理 施設担当は、設置された仮設施設の運営管理を行います。仮設施設の稼働により周辺環境に生活上の支障が生じないように、適正な運営管理を行います。 実施者 <u>施設担当</u> (略)</p>
71	<p><u>12</u> 地域別仮置場の選定および管理運営 図3-<u>12</u>-1 地域別仮置場の管理運営までの手順 (1) 地域別仮置場の選定 (略) 実施者 (略) 対応の目安 <u>水害時発災後72時間以内</u></p>	<p><u>11</u> 地域別仮置場の選定および管理運営 図3-<u>11</u>-1 地域別仮置場の管理運営までの手順 (1) 地域別仮置場の選定 (略) 実施者 (略) 対応の目安 <u>発災後1週間以内（以後適宜検討を行う。）</u></p>

地震時発災後 1 週間以内（以後適宜検討を行う。）

72

ア （略）

イ （略）

仮置場候補地は、以下の点を考慮して選定します。

(ア) 選定を避けるべき場所

- ①避難場所として指定されている学校等およびその周辺はできるだけ避けます。
- ②市民生活、環境および地域の基幹産業への影響が大きい地域は避けます。
- ③土壤汚染のおそれがあるため、農地はできるだけ避けます。
- ④水害による災害廃棄物は、汚水を発生するおそれがあることから、水源に留意し、近接する場所を避けます。
- ⑤浸水想定区域等を避けます。（ハザードマップを参照）

⑥二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破砕・選別および焼却処理する場合があるため、周辺環境への影響を考慮し選定します。

⑦十分な面積が確保できない場合は、直ちに搬入不能となり、その後悪臭や害虫の発生などにより、周辺環境に影響が生じます。

(イ) 候補地の絞込み

- ①重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保します。
- ②公園、グラウンド、堆雪場、廃校、廃棄物処理施設等の公有地を優先することとし、管理者と協議を行います。
- ③ （略）
- ④候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認します。
- ⑤効率的な搬出入ルートおよび必要な道路幅員が確保すること。

ア （略）

イ （略）

仮置場候補地は、以下の点を考慮して選定する。

(ア) 選定を避けるべき場所

- ①避難場所として指定されている学校等およびその周辺はできるだけ避ける。
- ②市民生活、環境および地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
- ③土壤汚染のおそれがあるため、農地はできるだけ避ける。
- ④水害による災害廃棄物は、汚水を発生するおそれがあることから、水源に留意し、近接する場所を避ける。
- ⑤浸水想定区域等を避ける。（ハザードマップを参照）

⑥二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破砕・選別および焼却処理する場合があるため、周辺環境への影響を考慮し選定する。

(イ) 候補地の絞込み

- ①重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保する。
- ②公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地を優先する。
- ③ （略）
- ④候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。
- ⑤効率的な搬出入ルートおよび必要な道路幅員が確保できる。

	<p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨ごみ処理施設の周辺を候補地とする場合は、道路渋滞が発生し、廃棄物の搬出入に支障が出ないか確認<u>します</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨ごみ処理施設の周辺を候補地とする場合は、道路渋滞が発生し、廃棄物の搬出入に支障が出ないか確認する。</p> <p>(略)</p>
73	<p>(2) 仮置場の管理運営</p> <p>災害対策本部等において仮置場の開設が承認・決定された後、収集運搬担当、調査指導担当、<u>庶務担当および環境対策担当は、図3-12-1の手順にのっとり仮置場の管理運営を行います。</u></p> <p><u>運営にあたっては、ノウハウを持つ民間団体の意見を聞きながら管理運営を行うことで、受入終了後の処理(破碎・積込み)を見すえた仮置場の管理を行い、人材の有効活用かつ災害廃棄物処理の効率化・短縮化を図ります。</u></p> <p>実施者 <u>収集運搬担当、調査指導担当、庶務担当、環境対策担当</u></p> <p>対応の目安 <u>水害時発災後72時間以内</u> <u>地震時発災後1週間以内</u> (以後適宜検討を行う。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市民への仮置場の周知</p> <p>① 受入期間、受入対象物、持込方法、分別方法、持込禁止物 (<u>災害に関係ないため持ち込めないごみ</u>) 等を明確にして広報を行います。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 仮置場の管理運営</p> <p>災害対策本部等において仮置場の開設が承認・決定された後、収集運搬担当、調査指導担当は、<u>図3-11-1の手順にのっとり仮置場の管理運営を行います。</u></p> <p>実施者 収集運搬担当、調査指導担当</p> <p>対応の目安 発災後 1週間以内</p> <p>(以後適宜検討を行う。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市民への仮置場の周知</p> <p>① 受入期間、受入対象物、持込方法、分別方法、持込禁止物等を明確にして広報を行います。</p> <p>(略)</p>
74	<p>エ 仮置場の管理運営</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>火災防止のため、消防本部との協議を実施し、仮置場内での初期消火体制を確保するほか、夜間の警備体</u></p>	<p>エ 仮置場の管理運営</p> <p>①～⑫ (略)</p>

	<p>制を整備し、異常時の連絡通報体制を確保します。</p> <p>⑭ <u>仮置場での災害廃棄物の保管状況により、害虫防除のため消毒作業を実施します。</u></p>	
76	<p>13 処理フローの策定</p> <p>図3-13-1 災害廃棄物処理フロー図</p>	<p>12 処理フローの策定</p> <p>図3-12-1 災害廃棄物処理フロー図</p>
77	<p>図3-13-2 廃棄物種類別・処理業者別等のフロー図の作成例 ※文中も含む</p>	<p>図3-12-2 廃棄物種類別・処理業者別等のフロー図の作成例</p>
78	<p>14 分別処理および再資源化の実施</p> <p>図3-14-1 一次仮置場の分別例 ※文中も含む</p>	<p>13 分別処理および再資源化の実施</p> <p>図3-13-1 一次仮置場の分別例</p>
79	<p>図3-14-2 二次仮置場における標準的な中間処理フロー（岩手県）抜粋） 図3-14-3 二次仮置場における標準的な中間処理フロー（宮城県）抜粋）</p>	<p>図3-13-2 二次仮置場における標準的な中間処理フロー（岩手県）抜粋） 図3-13-3 二次仮置場における標準的な中間処理フロー（宮城県）抜粋）</p>
80	<p>表3-14-1 再生資材の種類と利用用途等</p>	<p>表3-13-1 再生資材の種類と利用用途等</p>
81	<p>15 損壊家屋等の解体・撤去</p>	<p>14 損壊家屋等の解体・撤去</p>
82	<p>(2) 緊急を要さない損壊家屋等の解体・撤去（略） 本項目では家屋の解体費が補助対象となった場合（公費解体）の対応の一例を示しますが、被災の際は、国に対し補助対象の確認をするとともに、<u>事業実施の範囲や、管理体制について、</u>庁内関係部局と協議を行いながら対応する</p>	<p>(2) 緊急を要さない損壊家屋等の解体・撤去（略） 本項目では家屋の解体費が補助対象となった場合（公費解体）の対応の一例を示しますが、被災の際は、国に対し補助対象の確認をするとともに、<u>庁内関係部局と協議を</u>行いながら対応することとします。</p>

<p>こととします。</p> <p>損壊家屋等の解体・撤去の流れを図3-<u>15</u>-1に示します。 以下のフローや環境省が制定している「<u>公費解体・撤去マニュアル</u>」(令和6年1月)を参考に手続等を行うとともに、調査指導担当は、仮置場搬入時に建物解体により発生した災害廃棄物の分別がなされていない場合は、受入品目ごとに分別するよう指導を行います。</p> <p>(略)</p> <p><u>損壊家屋の公費による解体等の事業実施の範囲は、要綱で発災ごとに決定します。</u></p> <p>実施者 <u>収集運搬担当</u> 調査指導担当 (仮置場搬入時の災害廃棄物分別指導に関すること。) 環境対策担当 (アスベストに関すること。)</p> <p>図3-<u>15</u>-1 緊急解体以降の被災家屋等の解体・撤去の流れ</p>	<p>損壊家屋等の解体・撤去の流れを図3-<u>14</u>-1に示します。 <u>緊急を要さない損壊家屋等の解体・撤去は以下のフローを参考に手続等を行うとともに、調査指導担当は、仮置場搬入時に建物解体により発生した災害廃棄物の分別がなされていない場合は、受入品目ごとに分別するよう指導を行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>実施者 調査指導担当 (仮置場搬入時の災害廃棄物分別指導に関すること。) 環境対策担当 (アスベストに関すること。)</p> <p>図3-<u>14</u>-1 緊急解体以降の被災家屋等の解体・撤去の流れ</p>
<p>83 <u>表3-15-1 令和5年7月豪雨時の公費解体実施状況</u></p> <p><u>表3-15-2 令和5年7月豪雨時の公費解体にかかる制定要綱</u></p>	
<p>84 <u>16 有害廃棄物・危険物、処理困難廃棄物、津波堆積物、思 い出の品等の処理</u> (1) (略)</p> <p>表3-<u>16</u>-1 有害廃棄物・危険物の種類および収集・処理の方法 ※文中も含む</p>	<p><u>15 有害廃棄物・危険物、処理困難廃棄物、津波堆積物、思 い出の品等の処理</u> (1) (略)</p> <p>表3-<u>15</u>-1 有害廃棄物・危険物の種類および収集・処理の方法</p>

85	<p>(2) 処理困難廃棄物</p> <p>表3-16-2 秋田市において特に留意する処理困難廃棄物と対応方針</p> <p>※文中も含む (略)</p> <p>ア 水産系廃棄物【津波】 (略)</p> <p>イ 漁具・漁網【津波】</p>	<p>(2) 処理困難廃棄物 (略)</p> <p>表3-15-2 秋田市において特に留意する処理困難廃棄物と対応方針</p> <p>(略)</p> <p>ア 水産系廃棄物 (略)</p> <p>イ 漁具・漁網</p>
86	<p>図3-16-1 漁具・漁網の処理フロー</p> <p>※文中も含む</p> <p>ウ 廃船舶【津波】 (略)</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>ケ 海水等の水分が混入した燃料【津波】 (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>表3-16-3 自動車の所有者の照会先</p>	<p>図3-15-1 漁具・漁網の処理フロー</p> <p>ウ 廃船舶 (略)</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>ケ 海水等の水分が混入した燃料 (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>表3-15-3 自動車の所有者の照会先</p>
88	<p>表3-16-4 秋田市地域防災計画における津波堆積物の土地利用状況に応じた対応方法</p>	<p>表3-15-4 秋田市地域防災計画における津波堆積物の土地利用状況に応じた対応方法</p>
90	<p>(4) 思い出の品等の処理</p> <p>収集運搬担当は、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（以下「思い出の品」という。）については、廃棄せず、保管場所を確保して管理し、可能な限り所有者に引き渡します。<u>また、災害廃棄物の排出の周知に当たっては、所有者が廃棄する災害ごみと分かる貼り紙の添付を徹底することなど誤収集を避ける対策を実施します。</u></p> <p>(略)</p> <p>表3-16-5 思い出の品等の回収対象</p>	<p>(4) 思い出の品等の処理</p> <p>収集運搬担当は、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（以下「思い出の品」という。）については、廃棄せず、保管場所を確保して管理し、可能な限り所有者に引き渡します。</p> <p>(略)</p>

	<p>図3-16-2 思い出の品および貴重品の取扱いフロー</p> <p>※文中も含む</p>	<p>表3-15-5 思い出の品等の回収対象</p> <p>図3-15-2 思い出の品および貴重品の取扱いフロー</p>
92	<p>17 他都市からの支援および派遣の受入れと活用 (略)</p> <p><u>令和5年7月豪雨時は、災害廃棄物処理の知見を有する自治体の人的資源を活用できる環境省の「災害廃棄物処理支援員」制度(人材バンク)を活用しました。</u></p> <p>実施者 庶務担当 <u>(収集運搬担当は必要に応じて助言を行う。)</u></p> <p>(略)</p> <p>図3-17-1 災害廃棄物処理にかかわる支援体制イメージ</p> <p>※文中も含む</p> <p><u>表3-17-1 令和5年7月豪雨時の災害廃棄物処理支援員による支援</u></p>	<p>16 他都市からの支援および派遣の受入れと活用 (略)</p> <p>実施者 庶務担当</p> <p>(略)</p> <p>図3-16-1 災害廃棄物処理にかかわる支援体制イメージ</p>
93	<p>【支援の受入れにおける留意点】</p> <p>①人員、物資、資機材、<u>宿泊先等</u>、要請事項・数量・<u>準備事項等</u>を明確にする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他支援・派遣 (略)</p> <p>実施者 庶務担当 <u>(収集運搬担当は必要に応じて助言を行う。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>表3-17-2 令和5年7月豪雨時のD. Waste-Netの支援</u></p>	<p>【支援の受入れにおける留意点】</p> <p>①人員、物資、資機材等、要請事項・数量等を明確にする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) その他支援・派遣 (略)</p> <p>実施者 庶務担当</p> <p>(略)</p>

94	<u>18</u> 相談窓口の設置と運営	<u>17</u> 相談窓口の設置と運営
95	<u>19</u> 市民への広報 <u>収集運搬</u> 担当は、災害廃棄物等を適正に処理するため、 <u>生活ごみ</u> および尿の収集の再開の方法、仮置場の開設状況、仮置場への <u>災害ごみ</u> の持込み、廃棄時の分別方法、仮設トイレの開設状況等について市民に複数の媒体により情報発信します。 (略) 実施者 <u>収集運搬担当</u> 表3- <u>19-1</u> 対応時期ごとの市民への発信方法と発信内容	<u>18</u> 市民への広報 <u>庶務</u> 担当は、災害廃棄物等を適正に処理するため、 <u>一般廃棄物</u> および尿の収集の再開の方法、仮置場の開設状況、仮置場への <u>粗大ごみ</u> の持込み、廃棄時の分別方法、仮設トイレの開設状況等について市民に複数の媒体により情報発信します。 (略) 実施者 <u>庶務担当</u> 表3- <u>18-1</u> 対応時期ごとの市民への発信方法と発信内容
96	<u>20</u> 災害廃棄物処理実行計画の策定 <u>令和5年7月豪雨による災害廃棄物処理実行計画</u> の構成を表3- <u>20-1</u> に示します。 図3- <u>20-1</u> 災害廃棄物処理実行計画と本計画等との関係 表3- <u>20-1</u> 災害廃棄物処理実行計画の構成 <u>出典：「令和5年梅雨前線による大雨に係る秋田市災害廃棄物処理実行計画(秋田市 令和5年9月)」目次</u>	<u>19</u> 災害廃棄物処理実行計画の策定 災害廃棄物処理実行計画の構成を表3- <u>19-1</u> に示します。 図3- <u>19-1</u> 災害廃棄物処理実行計画と本計画等との関係 表3- <u>19-1</u> 災害廃棄物処理実行計画の構成